

改正 平成7年9月29日規則第69号

平成22年3月24日規則第17号

北海道聴聞規則をここに公布する。

北海道聴聞規則

（趣旨等）

第1条 この規則は、知事又は知事の権限に属する事務を委任された北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第2条第3項に規定する出先機関の長（以下「知事等」という。）が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節又は北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「条例」という。）第3章第2節の定めるところにより行う聴聞の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞の手續に關しこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法又は条例において使用する用語の例による。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（聴聞の期日又は場所の変更）

第3条 知事等が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定による通知を含む。第6条第1項において同じ。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、知事等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 知事等は、前項の規定による申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 知事等は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（関係人の参加許可の手續）

第4条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の4日前までに、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に通知しなければならない。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（文書等の閲覽の手續）

第5条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覽の求めについては、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第11条第3項において「当事者等」という。）は、その氏名及び住所並びに閲覽をしようとする資料の標目を記載した書面を知事等に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覽については、口頭で求めれば足りる。

2 知事等は、閲覽を許可したときは、その場で閲覽させる場合を除き、速やかに、閲覽の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、知事等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 知事等は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覽の求めがあつた場合

において、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（主宰者の指名の手續）

第6条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（補佐人の出頭許可の手續）

第7条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可を受けた当事者又は参加人が、当該許可に係る補佐人及びその補佐する事項について、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された聴聞の期日における補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

2 主宰者は、補佐人の出頭の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

一部改正〔平成7年規則69号・22年17号〕

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第8条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置を採ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第9条 知事等は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、その旨を当事者又は参加人に速やかに通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を告示するものとする。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（陳述書の提出の方法）

第10条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出については、当事者又は参加人は、その氏名及び住所、聴聞の件名並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第11条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

（1） 聴聞の件名

（2） 聴聞の期日及び場所

（3） 主宰者の氏名及び職名

（4） 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下この項において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所並びに当該行政庁の職員の氏名及び職名

（5） 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに出頭しなかったことについて

の正当な理由の有無

- (6) 聴聞参加者及び当該行政庁の職員の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- (7) 証拠書類等が提出された場合にあつては、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

- 2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。
 - (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見
 - (3) 前号の意見の理由

一部改正〔平成7年規則69号〕

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

- 第12条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名及び住所並びに閲覧しようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては知事等に提出することにより行うものとする。
- 2 主宰者又は知事等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

一部改正〔平成7年規則69号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
（北海道聴聞規則の廃止）
- 2 北海道聴聞規則（昭和25年北海道規則第14号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行前に旧北海道聴聞規則第3条第1項の規定による通告（これに相当する行為を含む。以下同じ。）がされた場合においては、当該通告に係る知事が行う公開による聴聞又はこれに類するものの手続に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部改正〔平成7年規則69号〕

（覚せい剤取締法施行細則の一部改正）

- 4 覚せい剤取締法施行細則（昭和26年北海道規則第181号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

一部改正〔平成7年規則69号〕

（家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

- 5 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

一部改正〔平成7年規則69号〕

附 則（平成7年9月29日規則第69号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道聴聞規則附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧北海道聴聞規則第3条第1項の規定による通告（これに相当する行為を含む。以下同じ。）がされた場合においては、当該通告に係る知事が行う公開による聴聞又はこれに類するものの手続に関しては、この規則による改正後の北海道聴聞規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

改正 平成15年10月24日条例第61号

〔第1次改正〕

北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例をここに公布する。

北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- （1）道が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- （2）道が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- （3）道が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- （4）道が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- （5）道が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

一部改正〔平成15年条例61号〕

（個別外部監査契約に基づく監査）

第3条 道民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 知事は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 4 知事は、前条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 5 道民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月24日条例第61号）

〔北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

改正 平成28年3月31日条例第30号 平成29年3月31日条例第15号
〔行政不服審査法の施行に伴う関係条 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴
例の整備に関する条例第4条による改 う関係条例の整備に関する条例第2条
正〕 による改正〕

北海道苦情審査委員に関する条例をここに公布する。

北海道苦情審査委員に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 北海道苦情審査委員（第3条—第9条）
- 第3章 苦情の申立て、審査、勧告等（第10条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北海道苦情審査委員に関し必要な事項を定めることにより、権利利益の救済等の諸制度を補完し、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、もって開かれた道政を一層推進するとともに、道民の道政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「道の機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

一部改正〔平成29年条例15号〕

第2章 北海道苦情審査委員

（設置）

第3条 簡易迅速に道民の権利利益の保護を図るため、北海道苦情審査委員（以下「苦情審査委員」という。）を置く。

（所掌事項）

第4条 苦情審査委員の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 道の機関の業務の執行に関し、審査をすること。
- （2） 道の機関の業務の執行に関し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見の表明をすること。
- （3） 勧告、意見の表明等の内容を公表すること。

（苦情審査委員の責務）

第5条 苦情審査委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情審査委員は、その職務の遂行に当たっては、道の機関と有機的な連携を図るとともに、権利利益の救済等の諸制度の趣旨を損なうことがないよう配慮しなければならない。

3 苦情審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 苦情審査委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（道の機関の責務）

第6条 道の機関は、苦情審査委員の公正な職務の遂行が図られるよう、これに積極的に協力しなければならない。

（定数等）

第7条 苦情審査委員の定数は、2人とする。

2 苦情審査委員は、人格が高潔で、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 苦情審査委員の任期は2年とし、1期に限り再任されることができる。

(解嘱)

第8条 知事は、苦情審査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情審査委員に職務上の義務違反その他苦情審査委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 苦情審査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(兼職の禁止)

第9条 苦情審査委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。

2 苦情審査委員は、道と特別の利害関係を有する法人その他の団体の役員を兼ねることができない。

第3章 苦情の申立て、審査、勧告等

(苦情の申立て)

第10条 何人も、苦情審査委員に対し、道の機関の業務の執行に関する苦情を申し立てることができる。

(苦情の申立手続)

第11条 前条の規定による苦情の申立てをしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申立書を提出しなければならない。ただし、苦情審査委員が当該申立書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 申立てをしようとする苦情の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、審査に当たって参考となるべき事項

(審査)

第12条 苦情審査委員は、前条の苦情の申立てがあつたときは、速やかに当該苦情の申立てに関する審査をするものとする。ただし、当該苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査をすることができない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関するとき。

(3) 監査委員又は外部監査人に監査請求を行っている事案に関するとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、監査委員又は外部監査人において現に監査を行っている事案に関するとき。

(5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するとき。

(6) 職員の自己の勤務条件に関するとき。

(7) 苦情審査委員の行為に関するとき。

(8) 苦情の申立てをしたもの(以下「苦情申立人」という。)の自己の利害にかかわらないとき。

(9) 苦情の申立てに係る事実のあつた日の翌日から起算して1年を経過しているとき(正当な理由があるときを除く。)

(10) 虚偽その他正当な理由がないとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、審査することが適当でないとき。

2 苦情審査委員は、前項ただし書の規定の趣旨を踏まえ、必要に応じ前条の苦情の申立てに関連する道の機関の業務の執行に関し審査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例30号〕

(審査に係る通知)

第13条 苦情審査委員は、前条第1項又は第2項の審査をするときは、関係する道の機関及び監査委員に対し、その旨を通知しなければならない。

2 苦情審査委員は、前条第1項の審査をしないときは、速やかに苦情申立人に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

3 苦情審査委員は、前条第1項の審査をした場合において、当該審査を中止したときは、速やかに

苦情申立人並びに関係する道の機関及び監査委員に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

4 苦情審査委員は、前条第2項の審査をした場合において、当該審査を中止したときは、速やかに関係する道の機関及び監査委員に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

5 苦情審査委員は、前条第1項の審査を終えたときは、速やかに苦情申立人並びに関係する道の機関及び監査委員に対し、その結果を通知しなければならない。

6 苦情審査委員は、前条第2項の審査を終えたときは、速やかに関係する道の機関及び監査委員に対し、その結果を通知しなければならない。

(調査等)

第14条 苦情審査委員は、第12条第1項又は第2項の審査のため必要があると認めるときは、関係する道の機関に対し、必要な説明を求め、関係する書類等の閲覧若しくは提出を請求し、又は実地に調査をすることができる。

(勧告及び意見の表明)

第15条 苦情審査委員は、第12条第1項又は第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する道の機関に対し、当該機関の業務の執行に関して是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 苦情審査委員は、第12条第1項又は第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する道の機関に対し、当該機関の業務の執行に関して制度の改善を求める意見の表明をすることができる。

3 道の機関は、第1項の規定による勧告又は前項の意見の表明があったときは、これを尊重するものとする。

4 苦情審査委員は、第12条第1項の審査に係る第1項の規定による勧告又は第2項の意見の表明をしたときは、速やかに苦情申立人に対し、その旨を通知しなければならない。

(措置の状況の報告)

第16条 苦情審査委員は、前条第1項の規定による勧告をしたときは、関係する道の機関に対し、その是正又は改善の措置の状況について報告を求めものとする。

2 前項の報告を求められた道の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、苦情審査委員に対し、是正又は改善の措置の状況について報告するものとする。

3 苦情審査委員は、第12条第1項の審査に係る前項の規定による報告があったときは、速やかに苦情申立人に対し、その旨を通知しなければならない。

(勧告等の公表)

第17条 苦情審査委員は、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の意見の表明をしたとき、又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 苦情審査委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

第4章 雑則

(活動状況の報告等)

第18条 苦情審査委員は、四半期ごとに、その活動状況に関する報告を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告の提出があったときは、これを公表するものとする。

(専門調査員)

第19条 苦情審査委員の職務の遂行を補佐するため、専門調査員を置く。

2 専門調査員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 第5条、第8条及び第9条の規定は、専門調査員について準用する。

(知事への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第65号で、同11年6月7日から施行)

附 則 (平成28年3月31日条例第30号)

[行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第15号抄）

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正	昭和51年3月31日条例第11号 〔第1次改正〕	昭和52年3月31日条例第7号 〔第2次改正〕
	昭和53年3月31日条例第13号 〔第3次改正〕	昭和55年3月31日条例第34号 〔第4次改正〕
	昭和59年4月1日条例第34号 〔第5次改正〕	昭和60年4月1日条例第16号 〔第6次改正〕
	昭和62年3月14日条例第8号 〔第7次改正〕	昭和63年4月1日条例第38号 〔第8次改正〕
	平成元年3月31日条例第24号 〔第9次改正〕	平成2年3月31日条例第13号 〔第10次改正〕
	平成4年3月31日条例第46号 〔第11次改正〕	平成6年3月31日条例第18号 〔第12次改正〕
	平成6年12月16日条例第55号 〔第13次改正〕	平成8年3月31日条例第23号 〔第14次改正〕
	平成9年4月3日条例第41号 〔第15次改正〕	平成10年3月31日条例第19号 〔第16次改正〕
	平成11年12月17日条例第74号 〔北海道立都市公園条例等の一部を改 正する条例第1条による改正〕	平成14年3月29日条例第34号 〔第17次改正〕
	平成15年3月14日条例第25号 〔第18次改正〕	平成15年8月8日条例第56号 〔第19次改正〕
	平成15年10月24日条例第64号 〔第20次改正〕	平成16年3月31日条例第64号 〔第21次改正〕
	平成16年12月17日条例第105号 〔第22次改正〕	平成17年3月31日条例第42号 〔第23次改正〕
	平成17年10月18日条例第111号 〔第24次改正〕	平成18年3月31日条例第42号 〔第25次改正〕
	平成19年3月16日条例第25号 〔第26次改正〕	平成20年3月31日条例第57号 〔第27次改正〕
	平成21年3月31日条例第31号 〔第28次改正〕	平成24年3月30日条例第60号 〔第29次改正〕
	平成24年12月28日条例第125号 〔第30次改正〕	平成25年3月29日条例第25号 〔第31次改正〕
	平成25年10月15日条例第55号 〔第32次改正〕	平成26年3月28日条例第65号 〔第33次改正〕
	平成28年3月31日条例第63号 〔第34次改正〕	平成29年3月31日条例第31号 〔第35次改正〕
	平成30年3月30日条例第34号 〔第36次改正〕	平成31年3月15日条例第49号 〔第37次改正〕
	令和元年7月23日条例第18号 〔第38次改正〕	令和2年3月31日条例第58号 〔第39次改正〕

北海道立都市公園条例をここに公布する。

北海道立都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 配置及び規模等の基準（第1条の2・第1条の3）

第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準（第1条の4）

第2章 管理（第2条―第8条）

第2章の2 工作物等の保管の手續等（第8条の2―第8条の7）

第3章 雑則（第9条―第15条）

第4章 罰則（第16条―第18条）

附則

第1章 総則

全部改正〔昭和53年条例13号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、北海道立都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和53年条例13号〕

第1章の2 配置及び規模等の基準

追加〔平成24年条例125号〕

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とした都市公園の有する特質により道内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、本道の豊かな自然環境及び良好な景観に配慮しながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものとして容易に利用することができるように配置し、それぞれの地域特性を生かした都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすることとする。

追加〔平成24年条例125号〕

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

追加〔平成24年条例125号〕、一部改正〔平成30年条例34号〕

第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準

追加〔平成24年条例125号〕

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第1において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

追加〔平成24年条例125号〕

第2章 管理

(指定管理者による管理)

第2条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例111号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの管理運営に関する事。
- (2) 第6条第1項本文の承認に関する事。
- (3) 第7条本文の規定による利用の禁止又は制限に関する事。
- (4) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号〕

(利用の期間及び時間)

第2条の3 公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの利用の期間及び時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用の期間又は時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成24年条例125号〕

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項等)

第3条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公園施設の設置の許可申請書
 - ア 住所及び氏名並びに職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名並びに事業内容。以下同じ。）
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所及び面積
 - オ 構造
 - カ 管理の方法
 - キ 工事の実施方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 原状回復の方法
- (2) 公園施設の管理の許可申請書
 - ア 住所及び氏名並びに職業
 - イ 名称、所在地及び種類
 - ウ 管理の目的
 - エ 管理の期間
 - オ 管理の方法
- (3) 許可を受けた事項の変更許可申請書
 - ア 住所及び氏名並びに職業
 - イ 変更事項
 - ウ 変更理由

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住所及び氏名並びに職業
- (2) 工作物その他の物件又は施設（次号において「物件等」という。）の種類及び数量
- (3) 物件等の管理の方法
- (4) 工事の実施方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 原状回復の方法

- 3 法第5条第1項の許可（公園施設の管理に係るものを除く。）又は法第6条第1項若しくは第3項の許可の申請書を提出する場合には、当該申請書に規則で定める設計図書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和53年条例13号・平成16年105号・17年111号〕

（行為の許可）

- 第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 知事は、第1項の許可に、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。
- 4 法第6条第1項本文若しくは第3項の許可又は第6条第1項本文若しくは第6条の3第1項の承認を受けた者は、当該許可又は承認に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

一部改正〔平成17年条例111号・18年42号〕

（行為の禁止）

- 第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 公園施設であって道の設置するものを損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること（法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて行う公園施設の設置又は都市公園の占用に伴うものを除く。）。
 - (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
 - (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (7) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
 - (8) 指定された場所以外の場所に、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）による自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。）を乗り入れ、又は駐車させること。
 - (9) 公園施設であって道の設置するものをその用途外に使用すること。

一部改正〔平成16年条例105号〕

（公園施設の利用の承認等）

- 第6条 次に掲げる公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、北海道立サンピラーパークの屋内競技場を4月1日から10月31日までの間に利用しようとするときは、この限りでない。

都市公園の名称	公園施設の名称
北海道立真駒内公園	屋内競技場
	屋外競技場
	駐車場
北海道立野幌総合運動公園	ホッケー・サッカー場
	ラグビー場
	水泳プール
	テニスコート
	体育館
	軟式野球場
	硬式野球場
	陸上競技場
合宿所	

北海道子どもの国	大型遊戯施設 キャンプ場
北海道立オホーツク公園	オートキャンプ場 パークゴルフ場
北海道立宗谷ふれあい公園	オートキャンプ場 パークゴルフ場 バーベキューコーナー
北海道立ゆめの森公園	パークゴルフ場
北海道立十勝エコロジーパーク	オートキャンプ場 自転車
北海道立サンピラーパーク	屋内競技場
北海道立オホーツク流氷公園	自転車

2 指定管理者は、前項本文の承認に、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和60年条例16号・62年8号・平成元年24号・2年13号・4年46号・6年18号・10年19号・15年25号・16年64号・17年42号・111号・18年42号・24年60号〕

(承認の基準)

第6条の2 指定管理者は、前条第1項本文の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が都市公園の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号〕

(変更の承認)

第6条の3 第6条第1項本文の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号〕

(承認の取消し等)

第6条の4 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項本文の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項本文又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、都市公園の管理運営上その他公益上支障があると認めるときは、前項に規定する処分をし、又は第6条第2項の規定により付された条件を変更することができる。

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号〕

(利用の禁止又は制限)

第7条 指定管理者は、災害その他の理由により、都市公園の利用が危険であると認める場合は、その区域を定めて、利用を禁止し、又は制限することができる。ただし、緊急の必要がある場合には、知事が利用を禁止し、又は制限することを妨げない。

一部改正〔平成17年条例111号〕

(監督処分)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難

である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

第2章の2 工作物等の保管の手続等

追加〔平成16年条例105号〕

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第8条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下この章において同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

追加〔平成16年条例105号〕

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第8条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第8条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を北海道公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

追加〔平成16年条例105号〕

(工作物等の価額の評価の方法)

第8条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

追加〔平成16年条例105号〕

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第8条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

追加〔平成16年条例105号〕

第8条の6 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

追加〔平成16年条例105号〕

(工作物等を返還する場合の手続)

第8条の7 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

追加〔平成16年条例105号〕

第3章 雑則

(届出)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 公園施設の設置若しくは都市公園の占用に関する工事を完了したとき、公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したとき又は法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (2) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者 当該措置を完了したとき。
- (3) 法第27条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により原状回復その他の措置を命ぜられた者 当該措置を完了したとき。
- (4) 都市公園を構成する土地物件の所有者又は抵当権者 当該土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

一部改正〔平成16年条例105号〕

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1の3の範囲内で、規則で定める。

一部改正〔昭和53年条例13号・平成16年105号・17年111号・24年125号〕

第11条 削除

削除〔平成17年条例42号〕

第12条 知事は、相当の理由があると認めるときは、第10条の使用料を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例42号〕

(利用料金)

第12条の2 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、北海道立真駒内公園に係る公園施設にあつては別表第2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあつては別表第3、北海道子ども国に係る公園施設にあつては別表第4、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあつては別表第5、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあつては別表第6、北海道立サンピラーパークに係る公園施設にあつては別表第7、北海道立オホーツク流氷公園に係る公園施設にあつては別表第8に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

追加〔平成16年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例42号・111号・18年42号・24年60号〕

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第12条の3 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

追加〔昭和53年条例13号〕、一部改正〔平成16年条例64号〕

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第13条 第3条から第5条まで、第7条本文、第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。この場合において、第7条本文中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和53年条例13号・平成16年64号・105号・17年111号〕

(知事による管理)

第14条 第2条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、都市公園の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が都市公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条から第7条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条の2第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「北海道立真駒内公園に係る公園施設にあつては別表第2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあつては別表第3、北海道子ども国に係る公園施設にあつては別表第4、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあつては別表第5、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあつては別表第6、北海道立サンピラーパークに係る公園施設にあつては別表第7、北海道立オホーツク流氷公園に係る公園施設にあつては別表第8に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2備考6の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第7条ただし書及び第12条の2第2項から第4項までの規定は、適用しない。

全部改正〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号・24年60号〕

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第13条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (3) 第8条(第13条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

一部改正〔平成6年条例55号〕

第17条 偽りその他不正の行為により第10条の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

一部改正〔平成11年条例74号〕

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年8月1日から施行する。
- 2 北海道立真駒内競技場条例(昭和47年北海道条例第42号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例第4条の規定によってした使用の承認は、第6条第1項の規定によってしたものとみなす。
- 4 旧条例第5条の規定によって納めた使用料は、第11条の規定によって納めたものとみなす。

附 則(昭和51年3月31日条例第11号)

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第7号)

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第13号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第34号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第34号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日条例第16号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日条例第8号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第38号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第24号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定中北海道立野幌総合運動公園の体育館に係る部分及び別表第3の改正規定中体育館に係る部分は同年5月1日から、第6条第1項の表の改正規定中北海道子どもの国に係る部分、第11条第2項の改正規定及び別表第3の次に1表を加える改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第13号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第46号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定並びに別表第3の表の部分に次のように加える改正規定及び別表第3の備考の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第18号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定（陸上競技場に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（陸上競技場に係る部分に限る。）は同年5月1日から、第6条第1項の表の改正規定（北海道立オホーツク公園に係る部分に限る。）、第11条第2項の改正規定及び別表第4の次に1表を加える改正規定は同年6月12日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第55号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月31日条例第23号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に使用の申込みがされている北海道立野幌総合運動公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月3日条例第41号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立都市公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第19号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、別表第5の1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第74号）

〔北海道立都市公園条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第34号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第25号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成15年7月規則第78号で、同15年7月20日から施行〕

附 則（平成15年8月8日条例第56号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月24日条例第64号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第64号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定（北海道立真駒内公園に係る部分に限る。）及び別表第2の改正規定（駐車場に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年7月規則第113号で、同16年7月3日から施行）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道立都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定によりされている使用の承認の申請については、この条例による改正後の北海道立都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定によりされた利用の承認の申請とみなす。

- 3 前項の規定により利用の承認の申請とみなされた申請に係る利用料金の額は、改正後の条例第12条の2第3項の規定にかかわらず、改正前の条例第11条第2項の規定による額とする。

附 則（平成16年12月17日条例第105号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年12月規則第130号で、同16年12月17日から施行）

附 則（平成17年3月31日条例第42号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第5の次に1表を加える改正規定（トレイラーハウス、ロッジ、洗濯機及び乾燥機に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年6月規則第69号で、同17年7月1日から施行）

附 則（平成17年10月18日条例第111号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1を別表第1の2とし、附則の次に1表を加える改正規定（北海道立噴火湾パノラマパークに係る部分に限る。）は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年6月規則第92号で、同18年6月24日から施行)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事に対してなされた施行日以後の公園施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際この条例による改正前の北海道立都市公園条例第6条第1項の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の公園施設の利用に係る同項の承認は、施行日以後においては、指定管理者に対してなされたこの条例による改正後の北海道立都市公園条例第6条第1項の承認に係る申請又は指定管理者がした同項の承認とみなす。

附 則(平成18年3月31日条例第42号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2備考1の事項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年6月規則第93号で、同18年11月11日から施行)

附 則(平成19年3月16日条例第25号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年7月規則第72号で、同19年7月20日から施行)

附 則(平成20年3月31日条例第57号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第31号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の4の事項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年11月規則第93号で、同21年11月15日から施行)

附 則(平成24年3月30日条例第60号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第125号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第25号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年7月規則第68号で、同25年7月28日から施行)

附 則(平成25年10月15日条例第55号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第65号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第63号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日条例第31号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第34号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第49号)

[北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第18号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第58号）

〔北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第1条の4関係）

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできる広さの場所を設けた上で、140センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの（(6)及び4の事項(1)イ(キ)において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を床面に敷設すること。

ケ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所において通路の通ずる場所を示す点字表示を行うこと。

コ 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平たんとすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられる場合にあっては、

当該手すりの幅のうち10センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。

イ 蹴あげの寸法は、16センチメートル以下とすること。

ウ 踏面の奥行き寸法は、30センチメートル以上とすること。

エ 蹴込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。

オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

カ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において階段の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

キ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ク 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

ケ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。

コ 縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。

(4) 階段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、120センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合に当該交差又は接続する部分についても、同様とする。

カ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において傾斜路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

ク 縁端は、つえ、車椅子のキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。

ケ その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の輝度比が大きいこと等によりこれらと識別しやすいものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 直接地上に通ずる出入口にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) 直接地上に通ずる出入口以外のものにあっては、幅は、90センチメートル以上とすること。

(ウ) (エ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(エ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a (ア)本文に規定する出入口の戸にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合の出入口の戸にあっては、90センチメートル以上とすることができる。

b (イ)に規定する出入口の戸にあっては、幅は、90センチメートル以上とすること。

c 自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

d 当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。

イ カウンター又は記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすくするための空間を有する構造のものとする。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、2の事項(1)の基準に適合するものであること。

イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（その数が2未満である場合には、2とする。）以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（(2)において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がなく、かつ、その床が水平であること。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超えるときは当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（(2)において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設を表示をすること。

ウ 建築物又はその敷地に設ける(1)の駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設から当該建築物における多数の者の利用に供する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮するほか、必要に応じ当該建築物の出入口までの経路について誘導標示を行うこと。

エ (1)の駐車場（ウに規定する場合を除く。）に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該駐車場の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の事項(2)ア、カ及びキ並びに(3)に定める構造とすること。この場合において、通路に高低差があるときは、同事項(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を設けることとし、当該車椅子使用者が利用可能な昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 床の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

- イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
 - (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - (オ) 必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。
 - (カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - a 幅は、90センチメートル以上とすること。
 - b 自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び非常用の呼出装置が設けられていること。
 - (5) (3)ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。
 - (6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
- 7 水飲場及び手洗場
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
 - (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
- 8 標識及び掲示板
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行い、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - イ 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
 - ウ 当該標識は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の付近のほか、園内の要所に設けること。
 - (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

追加〔平成24年条例125号〕

別表第1の2（第2条の3関係）

- 1 北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに駐車場

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
屋内競技場及び屋外競技場	1月4日から12月28日まで（毎月の第1火曜日及び第3火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後9時まで
駐車場	1月4日から12月28日まで	午前6時30分から午後9時まで

2 北海道立野幌総合運動公園のホッケー・サッカー場、ラグビー場、水泳プール、テニスコート、体育館、軟式野球場、硬式野球場、陸上競技場及び合宿所

区分	利用の期間及び時間		
	期間	時間	
ホッケー・サッカー場	人工芝	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
	天然芝	5月1日から11月30日まで	
ラグビー場	5月1日から11月30日まで		
水泳プール	1月4日から12月28日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）		
テニスコート	4月1日から11月30日まで		
体育館	4月1日から10月31日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）		
軟式野球場及び硬式野球場	5月1日から11月30日まで		
陸上競技場			
合宿所	1月4日から12月28日まで	午後3時から翌日の午前10時まで	

3 北海道子どもの国の大型遊戯施設、休憩所及びキャンプ場

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
大型遊戯施設	4月1日から10月31日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後5時まで
休憩所	1月4日から12月28日まで	
キャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間

4 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場及び管理棟

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで

管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
-----	----------------	--------------

- 5 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューコーナー、管理棟及び展望台

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
バーベキューコーナー	4月29日から9月30日まで	午前11時から午後8時まで
	10月1日から10月31日まで	午前11時から午後5時まで
管理棟及び展望台	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
	10月1日から翌年4月28日まで (12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。)	午前9時から午後5時まで

- 6 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場及び管理棟

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

- 7 北海道立道南四季の杜公園の管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	

- 8 北海道立十勝エコロジーパークのオートキャンプ場、自転車、管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
自転車	4月29日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
管理棟	1月4日から4月28日まで及び 10月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
体験学習施設	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
	10月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

- 9 北海道立噴火湾パノラマパークの管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟及び体験学習施設	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

- 10 北海道立サンピラーパークの屋内競技場及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
屋内競技場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

	11月1日から翌年3月31日まで (12月29日から翌年1月3日まで の期間を除く。)	午前10時から午後10時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

11 北海道立オホーツク流水公園の管理棟、休憩所、体験学習施設及び自転車

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟及び休憩所	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	
自転車	4月29日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで

12 1の表から11の表までに掲げる公園施設以外の公園施設
規則で定める期間及び時間

追加〔平成17年条例111号〕、一部改正〔平成18年条例42号・19年25号・21年31号・24年60号・125号・25年25号・55号〕

別表第1の3（第10条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	使用料	
公園施設を設置する場合	1平方メートル1月につき	300円
公園施設を管理する場合	1平方メートル1月につき	330円

2 都市公園を占用する場合

区分	使用料	
電柱	1本1年につき	1,050円
電線	1メートル1年につき	70円
変圧塔	1基1年につき	770円
水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	外径0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき 70円
	外径0.2メートル以上0.4メ ートル未満のもの	1メートル1年につき 150円
	外径0.4メートル以上1.0メ ートル未満のもの	1メートル1年につき 380円
	外径1.0メートル以上のもの	1メートル1年につき 770円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに 類する施設で、地下に設けられるもの又は高架 のもの	1平方メートル1年につき	380円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	310円
公衆電話所	1平方メートル1年につき	770円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル1年につき	770円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに 類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき	60円
標識	1本1年につき	770円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	1平方メートル1月につき	190円

3 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分		使用料	
行商、募金その他これらに類する行為		1 平方メートル1 日につき	30円
業として行う写真の撮影	常時	1 人1 月につき	990円
	臨時	1 人1 日につき	90円
業として行う映画の撮影		1 時間につき	990円
興業		1 平方メートル1 日につき	30円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1 平方メートル1 月につき	60円

一部改正〔昭和55年条例34号・59年34号・63年38号・平成元年24号・4年46号・9年41号・15年56号・17年111号・24年125号・26年65号・29年31号・令和元年18号・2年58号〕

別表第2（第12条の2関係）

- 1 屋内競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区分			利用料金の上限額	
全部利用	1	アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	78,700円
			冬期	114,700円
	2	生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集會に利用する場合	夏期	157,400円
			冬期	228,000円
	3	生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	197,000円
			冬期	285,900円
	4	その他の催物に利用する場合	夏期	472,400円
			冬期	685,700円
一部利用	1 コートを利用する場合		1 面1 回につき	2,870円
	2 個人利用の場合	トレーニング場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1 人1 回につき 740円
			2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1 人1 回につき 1,130円
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1 人1 回につき 300円
			2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1 人1 回につき 820円

- 2 屋外競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区分			利用料金の上限額	
全部利用	1	アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	41,000円
			冬期	127,900円
	2	生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集會に利用する場合	夏期	83,600円
			冬期	255,900円
	3	生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	125,700円
			冬期	384,200円
	4	その他の催物に利用する場合	夏期	209,100円

				冬期	639,800円
一部利用	1 コートを利用する場合			1面1回につき	2,820円
	2 個人利用の場合	トレーニング場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	740円
			2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき	1,130円
	その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	300円	
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）		1人1回につき	820円		

- 3 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合
基本料金 その利用の区分に応じ、1又は2の表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額
- 4 屋内競技場又は屋外競技場内の施設、設備等を利用する場合
1回につき 13,300円
- 5 会議室を利用する場合

基本料金 1室1回につき 夏期2,870円
冬期3,850円

- 6 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区分	利用料金の上限額
1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 130円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 160円

- 7 駐車場を利用する場合（土曜日、日曜日及び休日に利用する場合に限る。）

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき 670円
乗用車	1回1日につき 320円
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき 210円

備考

- 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間内において知事が定める期間とし、夏期とは冬期以外の期間とする。
- 基本料金とは、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。以下「平日」という。）における午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間の利用料金の上限額とする。
- 平日の午後5時から午後9時までの間（以下「夜間」という。）の全部利用に係る利用料金の上限額は、基本料金に1.25を乗じて得た額とする。
- 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1の2に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあつては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、

午前7時から午前9時までの利用にあつては基本料金を0.25を乗じて得た額とする。

- 5 土曜日、日曜日及び休日における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の上限額は、平日における利用料金の上限額に1.5を乗じて得た額とする。
- 6 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。
- 7 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、7の表を適用するものとする。

一部改正〔昭和51年条例11号・52年7号・55年34号・59年34号・63年38号・平成元年24号・8年23号・9年41号・16年64号・17年111号・18年42号・20年57号・24年60号・125号・26年65号〕

別表第3（第12条の2関係）

区分		利用料金の上限額	
ホッケー・サッカー場	人工芝	1面1時間につき 6,550円	
	天然芝	1面1時間につき 4,710円	
ラグビー場		1面1時間につき 4,710円	
水泳プール	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 17,470円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 32,870円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 65,390円
	コース利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 2,730円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 4,810円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 9,590円
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内1,140円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき660円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内2,250円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき1,130円
	テニスコート		1面1時間につき 4,510円
体育館	メインア	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,840円
		2 高等学校の生徒及び	1時間につき 6,550円

全部利用の場合	リーナ	これに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 12,310円
		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,640円
	サブアリーナ	2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,630円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 4,710円
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内530円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき270円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）		1人2時間以内1,150円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき530円	
軟式野球場			1時間につき 4,930円
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 6,310円
			半日につき 18,080円
		2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1日につき 26,150円
			1時間につき 11,830円
	入場料を徴収する場合		半日につき 30,670円
			1日につき 52,310円
			半日につき入場料の額(入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)に60を乗じて得た額(その額が30,670円に満たない場合は、30,670円)
			1日につき入場料の額に100を乗じて得た額(その額が52,310円に満たない場合は、52,310円)
全部利用の場合		1時間につき 7,930円	
陸上競技場	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき 530円
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 1,150円

合宿所	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1人1泊につき	6,440円
	2 1以外の者	1人1泊につき	8,050円

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。
全部改正〔平成元年条例24号〕、一部改正〔平成2年条例13号・4年46号・6年18号・8年23号・9年41号・16年64号・20年57号・24年60号・26年65号・28年63号・31年49号・令和2年58号〕

別表第4（第12条の2関係）

区分		利用料金の上限額	
大型遊戯施設	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1回につき	640円
		1サイト1日につき	720円
キャンプ場		1サイト1泊につき	1,170円

全部改正〔平成16年条例64号〕、一部改正〔平成20年条例57号・24年60号・26年65号・28年63号・31年49号〕

別表第5（第12条の2関係）

- 1 オートキャンプ場（北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）に入場する場合
 - (1) 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき	870円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき	890円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき	1,840円

- (2) 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき	1,530円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき	1,340円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき	2,310円

- 2 オートキャンプ場（北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）内の施設又は設備を利用する場合
 - (1) 北海道立オホーツク公園内の施設又は設備を利用する場合

区分		利用料金の上限額	
サイト		1サイト1日につき	780円

	1 サイト 1 泊につき	4,000円
ロッジ	1 棟 1 泊につき	20,560円
洗濯機	1 回につき	520円
乾燥機	1 回につき	170円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園内の施設又は設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
サイト	1 サイト 1 日につき	990円
	1 サイト 1 泊につき	3,630円
ロッジ	1 棟 1 泊につき	20,210円
洗濯機	1 回につき	540円
乾燥機	1 回につき	180円

3 パークゴルフ場を利用する場合（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合を除く。）

(1) 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 740円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 200円

(3) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 770円

4 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

(1) 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	330円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	120円

(3) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	270円

5 バーベキューコーナー（北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）を利用する場合
テーブル 1 台 1 時間につき 960円

全部改正〔平成16年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例42号・20年57号・24年60号・26年65号・28年63号・31年49号・令和2年58号〕

別表第6（第12条の2関係）

1 オートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1 人 1 日につき	1,360円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1 人 1 泊につき	1,130円
	2 1 以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1 人 1 泊につき	2,250円

2 オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額
サイト	1 サイト 1 日につき 760円
	1 サイト 1 泊につき 3,890円
トレーラーハウス	1 棟 1 泊につき 24,190円
ロッジ	1 棟 1 泊につき 40,330円
洗濯機	1 回につき 760円
乾燥機	1 回につき 240円

3 自転車を利用する場合

1 台 1 時間につき 530円

追加〔平成17年条例42号〕、一部改正〔平成20年条例57号・24年60号・26年65号・28年63号・31年49号・令和2年58号〕

別表第7（第12条の2関係）

1 屋内競技場を利用する場合（4月1日から10月31日までの間に利用する場合を除く。）

区分	利用料金の上限額
1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき 980円
2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき 1,990円
3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき 3,720円

2 屋内競技場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額
カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	1組1日につき 350円

追加〔平成18年条例42号〕、一部改正〔平成24年条例60号・26年65号・28年63号・31年49号・令和2年58号〕

別表第8（第12条の2関係）

区分	利用料金の上限額
自転車	1台1時間につき 410円

追加〔平成24年条例60号〕、一部改正〔平成28年条例63号・令和2年58号〕

改正	昭和53年3月31日規則第10号	昭和55年3月31日規則第33号
	昭和59年4月1日規則第54号	昭和60年7月1日規則第50号
	昭和63年4月1日規則第53号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第38号	平成元年3月31日規則第68号
	平成3年10月18日規則第84号	平成4年3月31日規則第38号
	平成9年4月3日規則第64号	平成10年6月30日規則第103号
	平成12年3月31日規則第159号	平成12年7月21日規則第251号
	平成15年7月4日規則第80号	平成15年8月8日規則第96号
	平成16年12月17日規則第133号	平成17年3月4日規則第2号
	平成18年6月23日規則第96号	平成21年11月13日規則第95号
	平成22年3月31日規則第45号	平成24年3月30日規則第51号
	平成26年3月28日規則第30号	平成29年3月31日規則第32号
	令和元年7月23日規則第17号	令和2年3月31日規則第33号
	令和3年3月31日規則第34号	

北海道立都市公園条例施行規則をここに公布する。

北海道立都市公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（公園施設の設置又は管理の許可申請）

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する申請書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によらなければならない。

- （1）公園施設の設置の許可の申請に係る場合 別記第1号様式
- （2）公園施設の管理の許可の申請に係る場合 別記第2号様式
- （3）許可を受けた事項の変更の許可の申請に係る場合 別記第3号様式

2 前項の申請書には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- （1）前項第1号の場合 次に掲げる書類
 - ア 設計書及び仕様書
 - イ 位置図、平面図、断面図、詳細図、姿図及び意匠配色図
 - ウ 事業計画書及び収支概算書
 - エ 供用及び管理に関する計画書
 - オ 申請者が法人の場合にあっては、定款、寄附行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

（2）前項第2号の場合 前号ウからオまでに掲げる書類

（3）前項第3号の場合 第1号又は前号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの
一部改正〔平成16年規則133号・17年2号〕

（都市公園の占用の許可申請）

第3条 法第6条第2項に規定する申請書は、別記第4号様式によらなければならない。

2 法第6条第3項に規定する申請書は、別記第5号様式によらなければならない。

3 前2項の申請書には、次の各号に掲げる書類（第2項の申請書にあっては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

- （1）設計書及び仕様書
- （2）位置図、平面図、断面図、詳細図、姿図及び意匠配色図

(3) 申請者が法人の場合にあっては、定款、寄附行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

一部改正〔平成17年規則2号〕

(行為の許可の申請)

第4条 条例第4条第1項前段の許可又は同項後段の許可の申請は、別記第6号様式又は別記第7号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類(条例第4条第1項後段の許可の申請書にあっては、当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 事業計画書

(3) 申請者が法人の場合にあっては、定款、寄附行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

一部改正〔平成17年規則2号〕

(工作物等を保管した場合の公示の場所)

第4条の2 条例第8条の3第1項第1号の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所(関係総合振興局又は関係振興局の事務所をいう。以下同じ。)の掲示場とする。

追加〔平成16年規則133号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

(保管工作物等一覧簿の様式及び備え付ける場所)

第4条の3 条例第8条の3第2項の規則で定める様式は、別記第7号様式の2とする。

2 条例第8条の3第2項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所又は当該公園の管理事務所とする。

追加〔平成16年規則133号〕

(競争入札における掲示事項等)

第4条の4 条例第8条の6第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

(2) 当該競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成16年規則133号〕

(工作物等を売却する場合の公示の場所)

第4条の5 条例第8条の6第1項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所とする。

追加〔平成16年規則133号〕

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第4条の6 条例第8条の7の受領書の様式は、別記第7号様式の3とする。

追加〔平成16年規則133号〕

(工事の完了等の届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、当該工事の完了等の日から7日以内に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書を提出して行うものとする。

(1) 条例第9条第1号の規定による公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したときの届出に係る場合 別記第8号様式

(2) 条例第9条第1号の規定による公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したときの届出に係る場合 別記第9号様式

(3) 条例第9条第1号の規定による法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したときの届出に係る場合 別記第10号様式

(4) 条例第9条第2号の規定による届出に係る場合 別記第10号様式の2

(5) 条例第9条第3号の規定による届出に係る場合 別記第11号様式

(6) 条例第9条第4号の規定による届出に係る場合 別記第12号様式

一部改正〔平成16年規則133号〕

(使用料の徴収)

第6条 条例第10条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)は、次の区分により徴収す

る。ただし、年度の中途において許可したもののその他これにより難いものについては、随時に徴収する。

区分	納期限
前期分（4月1日から9月30日までの間に係るもの）	4月末日
後期分（10月1日から翌年の3月31日までの間に係るもの）	10月末日

- 2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用が不可能になったと知事が認めた場合は、この限りでない。
- 3 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用の期間に1年未満又は1月未満の端数があるときは、月割り又は日割りにより計算する。

（使用料の額）

第7条 条例第10条第2項の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月に満たない場合（公園施設を設置する場合又は都市公園を占用する場合に限る。）における使用料の額は、年額又は月額を日割りにより計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

追加〔昭和53年規則10号〕、一部改正〔平成4年規則38号・9年64号・26年30号・令和元年17号〕

（使用料の減免申請）

第8条 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第13号様式の申請書を提出しなければならない。

一部改正〔昭和53年規則10号〕

（電子メールによる提出）

第9条 この規則の規定により提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

追加〔令和3年規則34号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第33号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規則第54号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日規則第50号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第53号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第38号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月18日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第38号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月30日規則第103号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年7月21日規則第251号）

この規則は、平成12年7月22日から施行する。

附 則（平成15年7月4日規則第80号）

この規則は、平成15年7月20日から施行する。

附 則（平成15年8月8日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月17日規則第133号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年6月23日規則第96号）

この規則は、平成18年6月24日から施行する。ただし、別表の改正規定（北海道立サンピラーパークに係る部分に限る。）は、平成18年11月11日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第95号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第51号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第30号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第32号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第17号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表（第7条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	単位	使用料										
		北海道立真駒内公園	北海道子どもの国	北海道立野幌総合運動公園	北海道立オホーツク公園	北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北海道立十勝エコロジパーク	北海道立噴火湾パーク	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園
公園施設を設置する場合	1平方メートル1月につき	300円	50円	70円	50円	40円	40円	50円	40円	40円	50円	50円
公園施設を管理する場合	1平方メートル1月につき	330円	50円	70円	50円	40円	40円	50円	40円	40円	50円	50円

2 都市公園を占用する場合

区分	単位	使用料										
		北海道立真駒内公園	北海道子どもの国	北海道立野幌総合運動公園	北海道立オホーツク公園	北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北海道立十勝エコロジパーク	北海道立噴火湾パーク	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園
電柱	1本1年につき	990円	440円	1,050円	610円	700円	580円	740円	560円	660円	830円	790円
電線	1メートル1年につき	70円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	60円
変圧塔	1基1年につき	740円	330円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する	外径0.2メートル未満のもの	70円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	60円
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	140円	60円	150円	90円	100円	80円	110円	80円	90円	120円	110円

もの	トル未満のもの												
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル1年につき	370円	160円	380円	220円	260円	210円	270円	210円	240円	310円	290円
	外径1.0メートル以上のもの	1メートル1年につき	740円	330円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で、地下に設けられるもの又は高架のもの	1平方メートル1年につき	370円	160円	380円	220円	260円	210円	270円	210円	240円	310円	290円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	290円	130円	310円	180円	200円	170円	220円	160円	190円	240円	230円	
公衆電話所、天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル1年につき	740円	330円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき	60円	20円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	50円	
標識	1本1年につき	740円	330円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円	
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	1平方メートル1月につき	180円	80円	190円	110円	130円	100円	130円	100円	120円	150円	140円	

3 条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	使用料										
		北海道立真駒内公園	北海道子ども国	北海道立野幌	北海道立オホ	北海道立宗谷	北海道立ゆめ	北海道立道南	北海道立十勝	北海道立噴火	北海道立サン	北海道立オホ

				総合 運動 公園	一ツ ク公 園	ふれ あい 公園	の森 公園	四季 の杜 公園	エコ ロジ ーパ ーク	湾パ ノラ マパ ーク	ピラ ーパ ーク	一ツ ク流 氷公 園	
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	30円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
業として行う 写真の 撮影	業として行う 常時	1人1月につき	990円	170円	230円	160円	150円	150円	160円	120円	140円	170円	160円
	臨時	1人1日につき	90円	20円	30円	20円	20円	20円	20円	10円	20円	20円	20円
業として行う映画の撮影	1時間につき	990円	170円	240円	170円	150円	150円	160円	90円	130円	160円	160円	
興業	1平方メートル1日につき	30円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル1月につき	60円	20円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	50円	

全部改正〔昭和60年規則50号〕、一部改正〔昭和63年規則53号・平成元年38号・3年84号・4年38号・9年64号・10年103号・12年251号・15年80号・96号・18年96号・21年95号・24年51号・26年30号・29年32号・令和元年17号・2年33号〕

別記第1号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第2号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第3号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第4号様式

(第3条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第5号様式

(第3条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第6号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第7号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第7号様式の2

(第4条の3関係)

追加〔平成16年規則133号〕

別記第7号様式の3

(第4条の6関係)

追加〔平成16年規則133号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第8号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・12年159号・16年133号〕

別記第9号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第10号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・12年159号・16年133号〕

別記第10号様式の2

(第5条関係)

追加〔平成16年規則133号〕

別記第11号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・12年159号・16年133号〕

別記第12号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・16年133号・令和3年34号〕

別記第13号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和53年規則10号・63年107号・平成元年68号・12年159号・16年133号・令和3年34号〕

改正 平成24年12月28日条例第129号 平成27年3月20日条例第35号
〔第1次改正〕 〔第2次改正〕
平成29年3月31日条例第38号
〔第3次改正〕

北海道暴力団の排除の推進に関する条例をここに公布する。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 道が講ずべき措置（第7条—第13条）
- 第3章 事業者が講ずべき措置（第14条—第16条）
- 第4章 不動産の譲渡等における措置（第17条・第18条）
- 第5章 青少年の健全な育成を図るための措置（第19条・第20条）
- 第5章の2 暴力団排除特別強化地域（第20条の2—第20条の4）
- 第6章 雑則（第21条—第25条）
- 第7章 罰則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- （5）暴力団の排除 道民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びにこれにより道民生活及び事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が道民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行われなければならない。

2 暴力団の排除は、道、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センター（法第32条の3第1項の規定により北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。次条第2項において同じ。）その他関係する機関及び団体の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

一部改正〔平成24年条例129号〕

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センターその他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者団体は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する事業者の取組に対する支援に努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

第2章 道が講ずべき措置

(公共事業等に係る措置)

第7条 道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 道は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(道民等による情報提供に対する措置)

第9条 道民、事業者及び事業者団体（以下「道民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、道に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

2 道は、前項の規定による情報の提供があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第10条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(道民等に対する支援)

第11条 道は、道民等が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、道民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第12条 道は、道民等の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第13条 道は、暴力団の排除に関する施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 事業者が講ずべき措置

(暴力団利用行為等の禁止)

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

(利益供与の禁止)

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。
- (3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(契約時における措置)

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この条において同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 当該契約の相手方が暴力団員でないこと。
- (2) 当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

第4章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等における措置)

第17条 道内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所用の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所用の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 当該契約の相手方が、当該不動産を暴力団事務所用の用に供しないこと。
- (2) 当該不動産が暴力団事務所用の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者が催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 不動産の譲渡等をした者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約を締結した場合において、当該不動産が暴力団事務所用の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

(宅地建物取引業者の情報提供等)

第18条 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する者をいう。）は、自らに不動産の譲渡等の代理又は媒介を依頼した者に対し、前条の規定を遵守するために必要な情報の提供又は助言を行うよう努めるものとする。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第12条第1項に規定する児童相談所、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（同項の居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所又は同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院
- (8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、同項に規定する区域外において運営されていた暴力団事務所が同項各号に掲げるいずれかの施設の設置により同項に規定する区域内において運営されることとなった場合は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

一部改正〔平成27年条例35号・29年38号〕

（青少年に対する指導等）

第20条 道民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導又は助言を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項の指導又は助言が適切に行われるよう、道民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第5章の2 暴力団排除特別強化地域

追加〔平成29年条例38号〕

（暴力団排除特別強化地域）

第20条の2 この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として次に掲げるものをいう。

- (1) 札幌市中央区の南4条から南7条までのそれぞれ西2丁目から西6丁目までの地域
- (2) 旭川市の2条通から4条通までのそれぞれ5丁目から8丁目までの地域

追加〔平成29年条例38号〕

（特定接客業者の禁止行為）

第20条の3 次に掲げる営業（以下この章において「特定接客業」という。）を営む者（次項及び次条において「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における当該特定接客業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から用心棒の役務（法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。）の提供を受けてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
- (2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- (4) 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
- (5) 風適法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業（午前0時から午前6時までの時間において営むものに限る。）

2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における当該特定接客業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受ける対償として又は当該特定接客業を営むことを容認させる対償として、財産上の利益の供与をしてはならない。

追加〔平成29年条例38号〕

（暴力団員の禁止行為）

第20条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業に関し、特定接客業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業に関し、特定接客業者から、用心棒の役務の提供をする対償として又は当該特定接客業を営むことを容認する対償として、財産上の利益の供与を受けてはならない。

追加〔平成29年条例38号〕

第6章 雑則

(報告等の徴収)

第21条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他当該者と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定めるものに対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第22条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第23条 北海道公安委員会は、正当な理由がなく第21条の規定による報告若しくは資料の提出をしなかった者又は前条の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 北海道公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用上の注意)

第24条 この条例の適用に当たっては、道民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第7章 罰則

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

(2) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第20条の3の規定に違反した者

(3) 第20条の4の規定に違反した者

全部改正〔平成29年条例38号〕

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第19条第1項の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年12月28日条例第129号）

〔北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第35号）

〔北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成27年 5 月規則第55号で、同27年 6 月 1 日から施行）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日条例第38号）

〔北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団事務所をいう。以下同じ。）については、この条例による改正後の暴排条例第19条第1項（第5号（同号の児童福祉施設及び児童相談所に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

北海道みんなの日条例をここに公布する。

北海道みんなの日条例

（北海道みんなの日）

第1条 道民が、縄文文化の歴史、アイヌ民族の歴史、開拓の歴史など北海道のこれまでの歴史、北海道の持つ豊かな自然及び風土並びにこれらの中で培われた北海道の文化、産業等についての理解及び関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、将来にわたり自主及び自立の精神に基づき、一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において、北海道の価値が、広く認識される契機となることを期する日として北海道みんなの日を設ける。

2 北海道みんなの日は、7月17日とする。

3 北海道みんなの日の愛称は、道みんの日とする。

（道の事業等）

第2条 道は、北海道みんなの日を広く普及させるため、北海道みんなの日を中心として、その趣旨にふさわしい記念行事の開催その他事業（次項及び附則第2項において「記念事業」という。）を行うものとする。

2 道は、道民及び市町村その他の団体に対し、記念事業を行うよう協力を求めるとともに、道民はもとより、道外に居住する北海道にゆかりのある者などに対し、道、市町村その他の団体等が実施する記念事業に関する情報の提供に努めるものとする。

（使用料等の特例）

第3条 知事及び公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、北海道みんなの日には、公の施設の使用料及び利用に係る料金（以下この条において「使用料等」という。）であって規則で定めるものについては、当該使用料等に係る他の条例の規定にかかわらず、その納付を免除する。

2 道は、前項の規定に基づきその納付を免除する使用料等について、広く周知を図るよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 道は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として記念事業の実施状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正 平成30年3月30日規則第27号

北海道みんなの日条例施行規則をここに公布する。

北海道みんなの日条例施行規則

北海道みんなの日条例（平成29年北海道条例第39号）第3条第1項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる公の施設に係る同表の当該右欄に定める使用料等とする。

公の施設	使用料等
北海道立オホーツク流氷科学センター	北海道立オホーツク流氷科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）第10条第1項に規定する利用料金
北海道立総合博物館	北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1の事項（1）及び4の事項に係るものに限る。）
北海道立総合体育センター	北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）第13条第1項に規定する利用料金（同条例別表2の事項及び3の事項に係るもの（トレーニング室の区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立北見体育センター	
北海道立道民の森	北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合の部分に限る。）の区分に係るものに限る。）
北海道立真駒内公園	北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1の事項及び2の事項に係るもの（一部利用の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）に限る。）、同条例別表第3の水泳プール、体育館及び陸上競技場の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）、同条例別表第4の大型遊戯施設の区分に係るもの、同条例別表第5の1の事項（1）及び（2）並びに3の事項に係るもの（同表の1の事項（1）及び（2）に係るものにあつては、デイキャンプの区分に係るものに限る。）並びに同条例別表第6の1の事項に係るもの（デイキャンプの区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立野幌総合運動公園	
北海道子どもの国	
北海道立オホーツク公園	
北海道立宗谷ふれあい公園	
北海道立ゆめの森公園	
北海道立十勝エコロジーパーク	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）第11条第1項に規定する利用料金（1人1日につき納めるものに限る。）
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイ	

パル足寄	
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸	
北海道立近代美術館（北海道立三岸好太郎美術館を含む。）	北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）第4条第1項の観覧料（同条例別表第1の1の事項及び2の事項に係るものに限る。）
北海道立旭川美術館	
北海道立函館美術館	
北海道立帯広美術館	
北海道立北方民族博物館	北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）第12条第1項に規定する利用料金（同条例別表第1の1の事項（1）及び（2）に係るものに限る。）
北海道立文学館	
北海道立釧路芸術館	

一部改正〔平成30年規則27号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第27号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。